

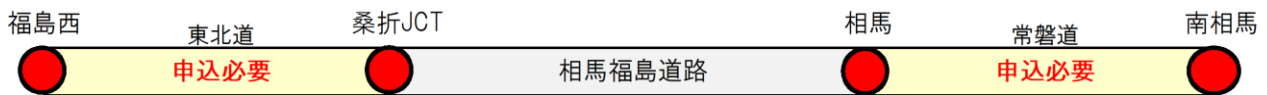
## 利用区間の申請にあたっての注意事項

### 【注意事項 ①】

相馬福島道路（相馬 I C～桑折 J C T・無料）、あぶくま高原道路（矢吹 I C～小野 I C・一部有料）を経由する利用区間を申請する場合は、2つの利用区間を申込書に記載していただく必要があります。

（例1）常磐道 南相馬 I Cから相馬福島道路経由で東北道 福島西 I Cの利用区間申請

申込書には「南相馬 I C ⇄ 相馬 I C」  
「桑折 J C T ⇄ 福島西 I C」 の2区間を記載してください

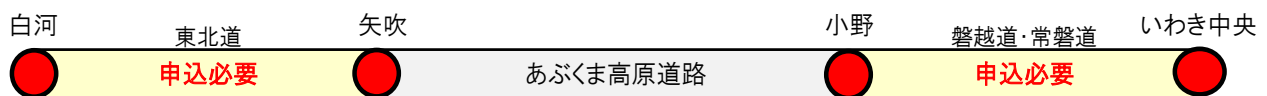


### ご注意ください！！

「南相馬 I C ⇄ 福島西 I C」と記載した場合は  
南相馬 I C ≪常磐道≫ いわき J C T ≪磐越道≫ 郡山 J C T ≪東北道≫ 福島西 I C  
など、途中で乗り降りしない走行ルートのみ対象となります。

（例2）常磐道 いわき中央 I Cからあぶくま高原道路経由で東北道 白河 I Cの利用区間申請

申込書には「いわき中央 I C ⇄ 小野 I C」  
「矢吹 I C ⇄ 白河 I C」 の2区間を記載してください



### ご注意ください！！

「いわき中央 I C ⇄ 白河 I C」と記載した場合は  
いわき中央 I C ≪常磐道≫ いわき J C T ≪磐越道≫ 郡山 J C T ≪東北道≫ 白河 I C  
など、途中で乗り降りしない走行ルートのみ対象となります。

## 【注意事項 ②】

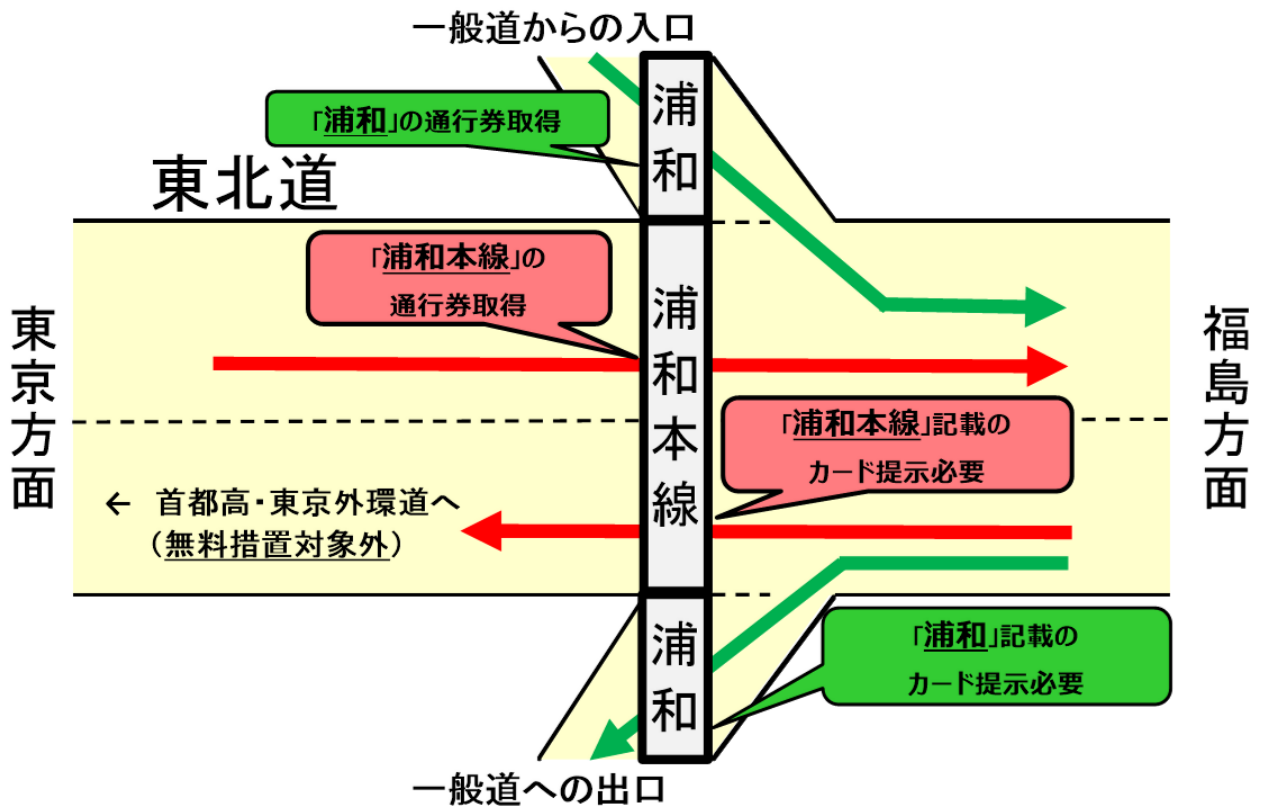
〇〇インターチェンジ（IC）と〇〇本線料金所（〇〇本線）の記載誤りにご注意ください。

料金所は高速道路と一般道路（国道等）との出入口として設置されているICに併設されていることがほとんどですが、本線上に料金所が設置されている場合があります。このような本線料金所を通過した先に目的地のICがある場合は、当該本線料金所までが無料措置の対象区間となり、申込書に〇〇本線と記入する必要があります。

本線料金所とICが併設されており、名称が類似しているケースもありますので、申込みの際は弊社HPに掲載している「申込書に記載してよいICの一覧（道路順【PDF: 700KB】・50音順【PDF: 418KB】）」や地図等で位置関係をご確認いただき、記載を間違えないようにご注意ください。

### （例3）東北道「浦和IC」と「浦和本線料金所」

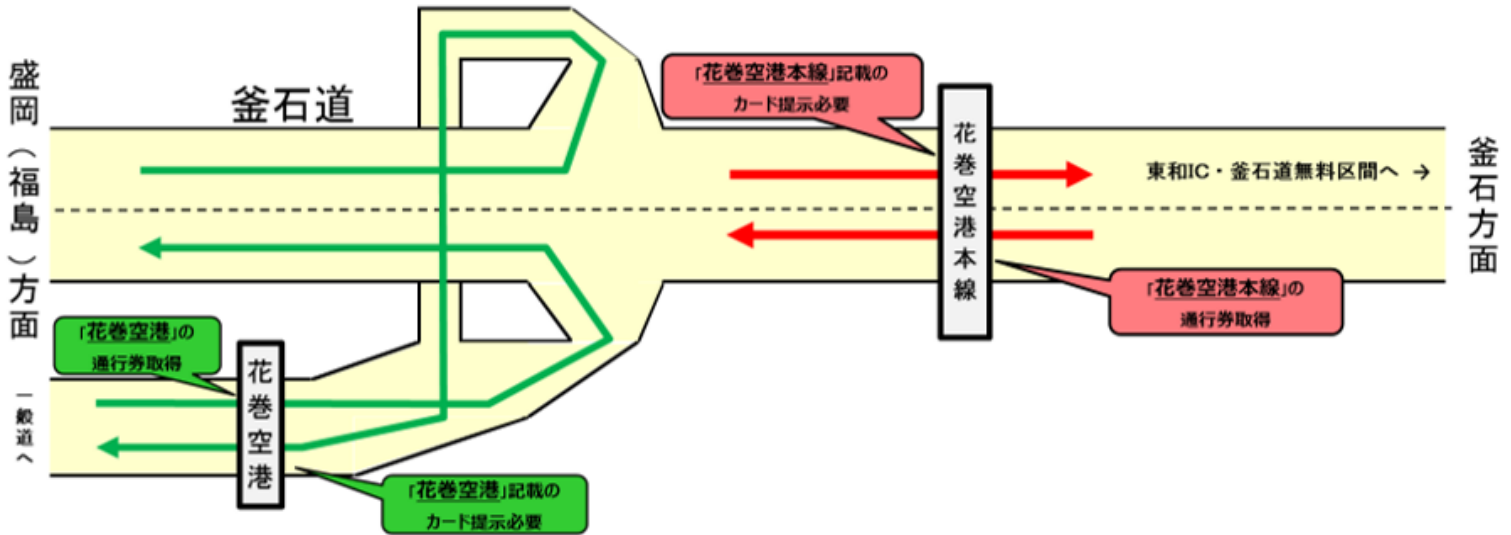
東北道 浦和ICから一般道に出入りする場合は「浦和」、東北道から東京外環道、首都高速道路へ続けて走行される場合は、本線料金所を通過することから「浦和本線」と記載してください。「浦和」と「浦和本線」は別の扱いになります。



- **赤矢印の走行をされる場合**（東北道と首都高・東京外環道を行き来する場合）  
→「浦和本線」で申請してください（「浦和」で登録された場合、無料措置の対象となりません）
- **緑矢印の走行をされる場合**（一般道へ出入りする場合）  
→「浦和」で申請してください（「浦和本線」で登録された場合、無料措置の対象となりません）
- どちらもご利用される場合は、それぞれ別の区間として申請してください

(例4) 釜石道 「花巻空港IC」と「花巻空港本線料金所」

釜石道 花巻空港ICから一般道に出入する場合は「花巻空港」、釜石道東和IC、その先無料区間へ続けて走行される場合は、花巻空港本線料金所を通過することから「花巻空港本線」と記載してください。「花巻空港」と「花巻空港本線」は別の扱いになります。



- **赤矢印の走行をされる場合** (釜石道東和IC・その先無料区間と行き来する場合)  
→ 「花巻空港本線」で申請してください (「花巻空港」で登録された場合、無料措置の対象となりません)
- **緑矢印の走行をされる場合** (花巻空港ICで出入りする場合)  
→ 「花巻空港」で申請してください (「花巻空港本線」で登録された場合、無料措置の対象となりません)
- どちらもご利用される場合は、それぞれ別の区間として申請してください